

■住宅性能評価料金■

料金表-1

■新築住宅(一戸建て)の評価料

()内は消費税 10 %を含む料金です。

2024年11月18日 よりの料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県					備考
延床面積	区分	設計住宅	建設住宅	合計	
		(A)	(B)	(A)+(B)	
200㎡以下	認証型式住宅部分等	¥30,000 (¥33,000)	¥62,000 (¥68,200)	¥92,000 (¥101,200)	1. 遠方出張料は「検查出張料金(建設住宅性能評価・住宅性能証明)」表から地域及び距離等から加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。 2. 変更申請の場合は変更の程度により決定いたしますのでご相談ください。但し、下記の料金を下限とし、左記の表の料金を上限とします。 3. 減額料金については、別途定める。 4. クロス申請(他社で設計住宅性能評価を交付を受けたものは、建設住宅性能評価の手数料に設計評価の料金を加算した料金となります。その際は副本と副本写しの提出をしていただきます。(※建設住宅性能評価を実施する前に設計住宅評価の再審査をいたします。) 5. 評価書の再交付は下記金額とする。但し、評価内容に変更が無いことを条件と致します。 6. 弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。 ①建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る) ¥15,000 (¥16,500) / 1棟 ②上記以外 ¥40,000 (¥44,000) / 1棟 7. 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、建築確認申請又はフラット3Sの申請時において、耐震等級2以上の審査を経ているものを除く) ①建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る) ¥15,000 (¥16,500) / 1棟 ②上記以外 ¥25,000 (¥27,500) / 1棟 8. 認証型式住宅部分等の料金は耐震等級(1-1~1-5)がそれぞれ「認証型式住宅部分等」がある場合に限りませす。 9. 住宅の延べ床面積が500㎡超えの場合は、別途にお見積りさせていただきます。 10. 併用住宅(一住戸)は一戸建ての料金と致します。 11. 「設計住宅性能評価申請」と「長期使用構造等確認申請」を併せて行う場合は、長期使用構造等の確認申請料金表にある料金を加算してください。
	一般	¥47,000 (¥51,700)	¥75,000 (¥82,500)	¥122,000 (¥134,200)	
200㎡超 500㎡以下	認証型式住宅部分等	¥43,000 (¥47,300)	¥62,000 (¥68,200)	¥105,000 (¥115,500)	12. 再検査の追加検査料金(1回あたり)は下記の料金を上限として、再検査の内容の程度により減額する。又、出張料金は別途加算します。(※下記の料金で認証型式住宅部分等は10%を減じます。) $¥18,000 + \text{出張料金} = \text{1回あたり再検査上限料金}$ (¥19,800)
	一般	¥57,000 (¥62,700)	¥105,000 (¥115,500)	¥162,000 (¥178,200)	
13. 変更建設住宅性能評価申請は、別途見積もりいたします。 14. 料金は予告なしに改定することがあります。					

■室内化学物質濃度測定(加算料金)

()内は消費税 10 %を含む料金です。

方式	区分	測定料	
室内化学物質濃度測定 パッシブ方式	ホルムアルデヒドのみ (1か所単価)	¥50,000 (¥55,000)	1 本測定料は一戸建ての住宅における建設評価申請引受時の追加手数料で、共同住宅・複数部屋対応の場合は別途見積りとなります。 2 VOC4種とはトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを指します。 3 アクティブ方式は国土交通省告示の標準測定方式により測定しますが、取扱いしていません。又特急分析は取り扱いをしていません。 4 パッシブ方式はパッシブ型採取機器による告示代替方式により測定します。 5 測定環境の設定(住戸の窓開放と閉鎖内容、設備機器の稼働等)は申請者の協力を得て、評価員が立ち会い、確認します。 6 測定か所が複数になる場合は別途見積もりいたします。 7 使用するバッチ(分析機関の料金を含む)の料金は別途に加算いたします。 8 出張料金は別途出張料金表で算定し、設置日と回収日の2回分の料金を加算する
	ホルムアルデヒド及びVOC4種 (1か所単価)	¥80,000 (¥88,000)	

■新築住宅(共同住宅等)の評価料

()内は消費税 10 %を含む料金です。

2024年11月18日 よりの料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県						備考
設計住宅性能評価手数料=A+(M×B)+(M×C)+(M×分野数×D)						
床面積の合計 (棟当り)		基本料金 (A)	必須分野(1 住戸当り) (B)	選択分野※1 (/1住戸/分野あたり)		
				音環境(C)	音環境以外(D)	
200㎡以下	型式認 証住宅 ※2	¥25,000 (¥27,500)	¥5,000 (¥5,500)	¥10,000 (¥11,000)	¥2,000 (¥2,200)	1. 設計評価書の再交付は下記の料金です。但し、評価内容に変更が無いこと 再交付 ¥10,000 (¥11,000) / 1回・戸当り 2. 弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。 ①建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る) ¥15,000 (¥16,500) / 1棟 ②上記以外 ¥40,000 (¥44,000) / 1棟
	一般	¥60,000 (¥66,000)	¥9,000 (¥9,900)	¥10,000 (¥11,000)	¥2,000 (¥2,200)	
200㎡超 500㎡以下	型式認 証住宅 ※2	¥40,000 (¥44,000)	¥4,000 (¥4,400)	¥5,000 (¥5,500)	¥2,000 (¥2,200)	3. 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、建築確認申請及びフラットの申請時において、耐震等級2以上の審査を経ているものを除く) ①建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る) ¥15,000 (¥16,500) / 1棟 ②上記以外 ¥40,000 (¥44,000) / 1棟
	一般	¥90,000 (¥99,000)	¥9,000 (¥9,900)	¥5,000 (¥5,500)	¥2,000 (¥2,200)	
500㎡超 1000㎡以下	一般	¥120,000 (¥132,000)	¥9,000 (¥9,900)	¥3,000 (¥3,300)	¥1,000 (¥1,100)	4. 減額料金については、別途定める。 5. 変更申請の場合は変更の程度により決定いたしますのでご相談ください。但し、下記の料金を下限とし、左記の表の料金を上限とします。 変更申請下限手数料=A+(M×B) A → ¥10,000 (¥11,000) / 1棟 より～ B → ¥2,000 (¥2,200) / 1住戸 より～ ※Aは全ての変更において必要な手数料です。 ※Mは変更申請に係る住戸数です。 6. 併用住宅(一住戸)は一戸建ての料金と致します。
1000㎡超		「設計住宅性能評価」は別途お見積もりいたします。				
<ul style="list-style-type: none"> 選択分野である音環境(C)及び音環境以外(D)は任意の選択です。それぞれの分野当り、(M×C)、(M×D)を加算します。 「A+(M×B)」は必須の組合せです。 M: 評価を行う住戸数 ※1 選択分野の加算は、それぞれ1分野追加ごと、1住戸ごとの加算となります。選択分野料金=[(音環境分野料金)+(その他分野数×料金)]×戸数 ※2 認証型式住宅部分等の料金は耐震等級(1-1~1-5)等がそれぞれ「認証型式住宅部分等」がある場合に限りま。 						
7. 「設計住宅性能評価申請」と「長期使用構造等確認申請」を併せて行う場合は、長期使用構造等の確認申請料金表にある料金を加算してください。						
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県						備考
建設住宅性能評価手数料=(N×A)+(M×B)+(M×C)+(M×分野数×D)+(N'×出張料金)						
床面積の合計 (棟当り)		基本料金 (A) N: 検査回数	必須分野 (1住戸当り) (B)	選択分野(1住戸あたり)		
				音環境 (C)	音環境以外 (D)	
200㎡以下		¥20,000 (¥22,000)	¥7,500 (¥8,250)	¥9,000 (¥9,900)	¥3,000 (¥3,300)	1. 遠方出張料は「検查出張料金(建設住宅性能評価・住宅性能証明)」表から地域及び距離等から加算いたします。建築基準法と同時検査の場合の遠方出張料については建築基準法検査料金に含まれます。 2. 減額料金については、別途定める。 3. 建設評価書の再交付は原則、下記の料金です。但し、評価内容に変更が無いこと。 再交付/一戸当り= ¥10,000 (¥11,000) 住戸数により考慮有
200㎡超 500㎡以下		¥27,000 (¥29,700)	¥9,000 (¥9,900)	¥5,000 (¥5,500)	¥2,000 (¥2,200)	4. クロス申請(他社で設計住宅性能評価を交付を受けたもの)は、建設住宅性能評価の手数料に設計評価の料金を加算した料金となります。その際は副本と副本写しの提出をしていただきます。(※建設住宅性能評価を実施する前に設計住宅性能評価の再審査をいたします。) 5. 1回あたりの再検査等による、追加検査料金は下記の料金を上限として、再検査の内容の程度により減額する。 又、出張料金は別途加算します。 ¥20,000 + ¥2,000 × 住戸数 + 出張料金= 1回あたり再検査上限料金 (¥22,000 + ¥2,200 × 住戸数 + 出張料金)
500㎡超 1000㎡以下		¥45,000 (¥49,500)	¥9,000 (¥9,900)	¥3,000 (¥3,300)	¥2,000 (¥2,200)	6. 変更建設住宅性能評価申請は、別途見積もりいたします。 7. 併用住宅(一住戸)は一戸建ての料金と致します。
1000㎡超		「建設住宅性能評価」は別途お見積もりいたします。				
<ul style="list-style-type: none"> N: 検査を行う回数。 N': 出張料金に係る検査回数で、当社が行う建築基準法の検査等と同時になり、出張料金が重複する場合は、その検査には適用しない。(出張料金は別紙参照) M: 評価を行う住戸数 選択分野である音環境(C)及び音環境以外(D)は任意の選択です。それぞれの分野当り、(M×C)、(M×D)を加算します。 「(N×A)+(M×B)+(N'×出張料金)」は必須の組合せです。 						

■ 検査出張料金 (追加料金表)

料金表-3

建設住宅性能評価・住宅性能証明

()内は消費税 10 %を含む料金です。

2024年11月18日 よりの料金です。

区域	該当市町村	料金	備考
滋賀県	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※出張料金は1回あたりの検査に加算します。 ※出張料金を検査基本料金に加算してください。
	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	
京都府	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※出張料金がが必要な地域の場合で、確認検査と同時に検査を行う場合は、確認検査に出張料金を加算し、建設住宅性能評価の検査は出張料金を加算しません。
	上記以外の市町村又は地域	別途見積もり	
大阪府	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※別途見積もり料金は、距離や到達時間等及び当日の他の検査との兼ね合いを考慮した料金とし、下記の料金の範囲で決定します。 ・1回の検査毎の出張料金の範囲 0円から 50,000 円までとする。 (55,000 円)
兵庫県	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	
奈良県	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	※建築確認検査の出張料金の表示は税込み表示となっています。
	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	
和歌山県	建築確認業務区域による	建築確認検査出張料金規定に準ずる	
	上記以外の市町村及び地域	別途見積もり	